

日本桃太郎の会規約

- 1、本会は「日本桃太郎の会」という。
- 2、本会の事務所は会長宅におく。
- 3、本会はももたろう愛好家で組織する。
- 4、本会の目的は、
 - ① 桃太郎物語に書かれている人類幸福の原点を、末永く語り継いでゆくこと。
 - ② 桃太郎物語を中心に親睦をはかり、調査・研究・情報の共有と発信を続けて行くこと。
 - ③ 桃太郎の会の活動を通して、世界の平和と人類の幸福に貢献すること。
- 5、本会は目的を達成するため下の役員を置く。

会長 1名 副会長 1名 会計 1名 監事 1名

- 6、本会は名誉会長・顧問・相談役を置くことができる。
- 7、本会は年1回総会を開催し、事業・会計・活動方針・役員について協議する。
- 8、会長は臨時総会を招集することができる。
- 9、本会の事業は会員からの入会金及び協賛金をもって行う（納入された入会金・協賛金は理由の如何にかかわらず、返金いたしかねます。）

(附則)

- 1、この会則は、平成28年6月1日から施行する。
- 2、規約の改定は総会をもっておこなう。

日本桃太郎の会 入会申込書

お名前	年齢	男	女
ご住所 〒			
電話番号（携帯）			
メールアドレス			
得意分野・ご意見など			